

令和5年第1回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年1月25日(水)
開 会 午後1時30分 閉 会 午後1時55分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(10人)
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ④徳島 伸精
⑤松生 朋広 ⑦山本 泰夫 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(2人)
⑥澤田 稔 ⑧高田外喜子
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(3人)
⑬悦永 秀雄 ⑭三宅 一徳 ⑮石野 公章
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(9人)
⑬榊谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一
⑰森田 三男 ⑱南 邦夫 ⑲芝田 俊幸 ⑳稲農 幹夫
㉑瀬戸 明
- 7 事務局員 清水事務局長、出口次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農用地利用集積計画について
 - (3) 農地法第3条第2項第5号の別段の面積(下限面積)について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (5) 農用地利用配分計画について
- 9 議事録署名委員 2番 屋後委員 3番 糺田委員
- 10 会議の結果
議案3件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、ご案内の時間となりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。6番、澤田委員、8番、高田委員から欠席される旨の連絡を受けております。
また、3番、糺田委員からは少し遅れる旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることを報告いたします。
それでは、村会長、ご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)
事務局長： ありがとうございます。
会長のご挨拶の中にもありましたけれども、活性化協議会の総会が終わりました。例年なら生産組合長会議を開催しておりますが、ここ3年ほど

コロナ禍で開催を見送っております。今年度も5年産についても開催を見送り、各生産組合長へ必要な書類を送っておりますので、また問合せがございましたらその旨お伝え願いたいと思います。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農用地利用集積計画について
- ・議案第3号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積（下限面積）について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第2号 農用地利用配分計画について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、2番 屋後委員、3番 糶田委員を指名します。

では、会議を始めます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番、申請地は〇〇町の田2筆で、面積は631㎡となっております。

位置図は、3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の希望により譲渡を希望されました。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による280aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

では、担当委員さんのご意見を伺います。

〇〇委員さん。

委員 担当委員と言われましても、代理で申し上げます。

この地域は私が担当している地域、〇〇の方ですけれども、行きました。それで、〇〇さんと〇〇さんの両方にお聞きして、かねてからお願いしておった件で今回、〇〇さんの方で、かねてから話をされておったので、今回話がついたので、何ら問題がないということで、それから生産組合長のほうもちゃん

と連絡してあるということで、別段問題はないのではないかと私は思っています。

以上です。

議長 担当委員さんにご異議なしということですが、何かほかに委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 では、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書6ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田56筆の設定があり、合計面積は113,389㎡です。

権利設定期間別に見ますと、5年が6筆、10年以上が50筆の権利設定となっております。

申請件数は、貸し手農家が24件、借り手農家が7件となっております。

各筆明細の一覧は、議案書7ページから9ページに記載しております。

申請件数は28件で、新規設定が23件、再設定が5件となります。

なお、No.8からは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありました。議案第2号について、何かご質問等があればお願いします。

委員 ちょっとすみません。に聞かせてもらうんですけども、この利用権の種類ってあるんですが、何種類もあるんですか。

事務局 農地中間管理機構に預け入れする場合の利用権設定と、農業委員会を窓口といいますか、農業委員会で利用権設定する利用権設定と2種類ございます。

委員 ごめんなさい。利用権設定の種類。今ほどの市と中間管理機構は分かるんです。ここに一応貸借というのと使用貸借というのが2つ出てきているんですね。何か違いがあるのかなと思うんです。どんな違いがあるなら教えてください。

事務局 貸借というものは、お米であったり利用料であったり有料のものになりますし、使用貸借というものは無償という扱いになります。

委員 なるほどね。無償による場合が使用貸借で、当然お金とか代価、米とかそんなかかってくれば貸借と、こんな話ですか。

事務局 はい。利用権の今のお話でよければそういうことです。
委員 ありがとうございます。
議長 ほかにございませんか。
全委員 なし。
議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
全委員 異議なし。
議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、「議案第3号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積（下限面積）について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
事務局 「議案第3号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積（下限面積）について」ご説明します。
議案書10ページをご覧ください。
農地法第3条第2項第5号の別段の面積とは、各委員会で定める下限面積のことです。今年4月1日から改正された農地法の施行となる予定で、別段の面積の条項が削除されます。これまで、この要件設定については毎年総会で委員さんから意見を伺い行ってきたところですが、今後の法施行に伴い要件の廃止を告示等で周知するため報告いたします。
事務局からの説明は以上です。
議長 ありがとうございます。
今の去年と同じ面積は3月いっぱいのことですか。
事務局 そうです。4月1日から施行されるということになれば、委員会でかけるのは3月25日の総会がそれに下限面積はあるんですけど、4月からの申請については下限面積はなくなるということになります。
議長 今のは3月まで、昨年どおりで一緒でしょうということですね。
事務局 そうです。ただし、4月に入って法が施行されれば、4月からはこの下限面積というものがなくなりますよと。
一応委員会のほうで設定して告示をさせていただいておるものですから、それを廃止しますよという告示もしないといけないんじゃないかという県の指導もありましたので、それを順次進めていくために、今回この議案として出させていただいたものでございます。
議長 議案第3号について、今ほど事務局より説明がございましたが、何か聞きたいことございませんか。
委員 下限面積が廃止されたら、簡単に東京の人が金持ってきてかって羽咋の地面を買えるということやね。
事務局 ただし、この3条、基本的には農地を農地として使うよということ。だから、それさえ表明すれば。
事務局 そうです。
委員 全国から誰でも来ようとすれば来れるということやね。
事務局 ただ、買えるという下限面積はなくなりますが、やはり農地を農地とし

て使っていくよということは最低条件必要になっていますので、それがちゃんとやっていますよということが証明できないというか、東京からこうやって来るげんというのも、実際新幹線で来れば2時間半なんでしょうけれども。

委員 現実にスーパーなんかはどんどん都会から進出してきて田舎の商店街はみんな、現実ね。それと一緒にそれが起きるんか。

委員 今言われたけど、県外の人に来て、大事な土地を買ったと。それを利用されているか利用されておらんという審査というのは。

事務局 一応こちらのほうでは、ちょっと私のはっきりした規定があるのか分からないんですが、そういう今まで農業をやってこなかった人というか、空き農地の場合もそうやったんですが、空き農家・農地バンク使ったときもそうなんですが、取得する方に確約書というものをしっかり出していただく。当然どうやって使っていくよということもこちらのほうにお伝えいただくんですが、今後きちっと農地として使っていきますよという確約書その方には書いていただいております。

議長 この確約書書いても、破っても何の根拠もない。

事務局 罰則規定はないんですが。ただ、事務局としてもそういう農地を取得する以上は農地として使ってくださいよと。それを例えば転用することは当然駄目なんですけど、言ってみれば遊休農地のような、もう荒らかし放題ということになっても困りますので。

委員 じゃ、現実、いつやったかの新聞に出とったけど、もうあと20年、30年、当然そのときはここにおる人あらかたあっち行ってもうおらんげんけど、人口もどんどん減っていくし、今の米700万トンどころか300万トンちょっとで日本の米の主食は賄いできるんだというようなことあったね。もうそれ当然田んぼが要らんがになるわけやね。田んぼが要らんがになるもので、じゃ、これから、どこからでも、誰がしてもいいんやって、お上はぶっ放したみたいな感じもせんでもないけどな。

事務局 それは事務局としても、農業委員さんも当然連携しながらなんですが、今後しっかりと取得する方が農業をやっていくんだよということは、しっかりとこちらのほうでも聞いたり、農業委員さんと連携しながらやっていきたいなと思います。そうでないと、買ったわ、しばらくしたら転用出てきたわって、どんならん話やもんで。

委員 これが外れることによって、ゼロからのスタートできるから、その面はいいんやけど。その面また考えるべきことなんかもしれんげんけれども。

委員 ちょっといいですか。今の4月1日以降分ならないとさっき事務局おっしゃっているんですが、分からないものを廃止していいのかという、農業委員会の中で、私思うんですけど。

議長 今、事務局は4月1日から、まだきちんと来とらんげんろ、なるかならんか。

- 委員 だけど、どういうふうにするか、こういうふうに一応考えているという
ものがあるんであればちょっとお聞きしたい。
- 事務局 こういうものを。まだ県のほうからとかどうのこうのじゃないんです
が、実際にはこうしなさいよというマニュアルはまだいただいている
んですが、先ほど申し上げましたとおり、農地を取得する人は農地として
ちゃんと使っていくよというような……。
- 委員 分かりました。要するにないということなんで、多分それはさっきの説明
では、県からの指示 廃止をしたいとおっしゃっているんですが、決ま
ってないんであれば、いつでも廃止できるんであれば、今すぐする
必要はないのではないかなと私は思います。
- 事務局 ただ、別段といいますか、この下限面積については、農地法の規定に基
づいて各委員会で設定できるということになっとるんです。それがなくな
るもので。
- 委員 できるのはほんでいいんです。だから、なくなったっていいがいね。
- 事務局 いや、それがなくなったら、次、何に基づいて設定しとるんやって。
- 委員 だから、このこれは法に基づいて廃止されているんで、それは削らずに、
今後の動向を見て判断していきたいと。それまではこのままにしておき
たいと、こんながでどうなんですかね。
- 議長 農地法第3条第2項第5号の規定がなくなる予定ねんろ。
- 事務局 なくなる予定なんです。
- 議長 なくなってもうたら、この法に従って下限面積というものは、別段の面
積というものは設定できないわけや。
- 事務局 できないわけなんです。
- 委員 要は3条は農業委員会として決議するもんやろう、3条は。
- 事務局 そうです。
- 委員 県に申請するわけじゃない、ここで決める話やな。
- 事務局 はい。
- 委員 だから、その下限面積がなくなるというだけ。
- 事務局 そうです。なので……。
- 事務局 今回の国の方針ではなくすということでありまして、うちの県の農業会議
からの指導も受ける必要があると思います。
- 〇〇委員がおっしゃるのは多分独自で羽咋市農業委員会としてこうい
う基準を持っておればどうやと、内規的に持っていたほうがいいんじゃない
かというご意見。
- 委員 いいじゃなくて、これは市として今後どういうふう運営されていくの
かということをお聞きしたかったんです。
- 事務局 ということでも県にも確認しますので、それぞれの農業委員会で内規的に
定めてもいいのかどうかということはこれから聞いていきたいと思いま
す。
- 議長 市で持つことができるか、内規で持つことできれば定めればいいけど
ね。

事務局 そこはちょっと私、確認しておきます。

議長 羽咋市で今定めてある30a、20aというのは、これも本来ならば県、全国的には50aなんだけれども、羽咋市独断でこの面積を定めてあるわけでありまして、隣の宝達志水町やら とか50aなんです。羽咋市独断でこれはやってあるので、そういうふうにはできる あればまた すればいいと思います。

事務局 確認してきます。これ多分、遊休農地の解消対策の一つになっているんだと思います。今までこういう下限面積がないと農地を取得できなかったということで、遊休農地が大きくなっていくというものに対しての対策の一環やと私は個人的には思っています。

議長 ということで、「議案第3号」は一応今のところ3月までのこの下限面積の、昨年同様の面積でよろしいでしょうか。あとはまた確認して、4月以降、内規定めるものは定めるということで。

では、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書11ページをご覧ください。

解約される農地は12筆で、面積は14,337㎡となっております。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま報告第1号について事務局より説明ございました。何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、「報告第1号」は報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。次に、「報告第2号 農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号 農用地利用配分計画について」ご説明します。

議案書12ページをご覧ください。

今回の報告は、月に中間管理機構から通知されたもので田13筆の受け手の報告がありました。耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。

対象地及び受け手は、議案書に記載のとおりとなっております。
事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま報告第2号について事務局より説明がありました。報告第2号
について、何かご意見ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「報告第2号」は報告のとおり承認することに
決定します。

本日の全議案の審議が終了しました。

一旦ここで閉会をし、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人